

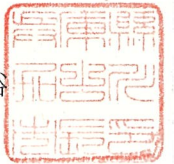


市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和8年6月10日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和8年6月10日

加古川市長 岡田 康裕



記

1. 区域を変更する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区間	新旧	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
11-2202 鼎2号線	西神吉町鼎字西脇173番3地先から	新	3.4~3.8	21.1
	西神吉町鼎字西脇173番3地先まで	旧	2.8~3.0	

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課

3. 縦覧期間 令和8年6月10日（水）から6月24日（水）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く